

福岡県医発第736号(地)

平成20年 6月20日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

義肢等補装具支給要綱の改正及び義肢等補装具支給制度に
係るパンフレットの送付について

平成20年3月31日をもって、「義肢等補装具支給要綱」が改正され、それに伴い、制度周知のためのパンフレットが福岡労働局により作成されましたので、ご参考までに送付いたします。

なお、改定の概要につきましては、別紙1をご参照ください。

つきましては、本通知の内容につきまして、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 「労災保険 義肢等補装具支給制度 筋電電動義手の研究用支給について」
(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)
2. 「アフターケア制度・義肢等補装具支給制度」
(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)
3. 「義肢等補装具支給対象者のみなさまへ 義肢等補装具支給制度について」
パンフレット (厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)

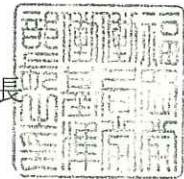


福岡労基収第46号

平成20年6月12日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡労働局労働基準部長



義肢等補装具支給制度に係るパンフレット等の送付について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素から格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度については平成20年3月31日付けをもって「義肢等補装具支給要綱」が改正されるなど新たな制度が施行されているところですが、この度下記のとおり制度の周知のためのパンフレット等が作成されましたので送付します。

つきましては、今後の同制度の運用について参考として頂くと共に、貴下関係機関・関係者等に対する周知等にご活用頂きますようお願いいたします。

記

パンフレット「義肢等補装具支給制度について」

30部

リーフレット「筋電電動義手の研究用支給について」

1部



日医発第34号（保7）
平成20年4月10日

都道府県医師会長

日本医師会長
唐 澤 祥 人

義肢等補装具支給要綱の改正等について

平成20年4月1日より、義肢等補装具支給要綱の改正等が実施されましたので、ご連絡申し上げます。

本改正は、平成19年12月に厚生労働省の「義肢等補装具専門家会議」の報告書を受け、義肢等補装具の支給種目、支給対象者等の見直しを行い、併せて義肢等補装具の支給価格および修理価格が改められたものであり、その主な改正点としては、①「義肢等支給・修理申請書」の提出先が労働基準監督署から都道府県労働局に変更、②重度障害者用意思伝達装置および筋電電動義手が支給種目に追加、③「車いす、電動車いす、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、床ずれ防止用敷ふとん（褥瘡予防用敷ふとんから名称変更）」について支給対象者の範囲拡大、④「車いすおよび電動車いす」の付属品の追加等が行われます。

また、医療機関に関係する変更点としては、(1)個別の障害に応じて適切な義肢等補装具の支給を行うため、コンタクトレンズ、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、重度障害者用意思伝達装置を支給する際には、症状照会を新たに行うこととし、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）より診療担当医療機関に対して、申請者の「症状照会書」により症状照会が行われることとなります。さらに、(2)筋電電動義手、車いすおよび電動車いすについて、新たに採型指導を行うこととするとし、所轄労働局長が支給申請について承認を行ったときには、義肢採型指導医のうち申請者が希望する医療機関に対して採型指導の依頼をすることとなります。

なお、その他の詳細につきましては、別添の厚生労働省労働基準局長および労働基準局労災補償部補償課長通知並びにリーフレットをご参照いただき、さらにご不明な点がございましたら、都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

併せて、両上肢を手関節以上で失った者等に対し支給することとしている「筋電電動義手」について、1上肢を手関節以上で失った者に対しても支給対象とすべきか、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの期間、支給事案の収集および分析を行うために研究用支給の対象とすることとされましたので、別添の資料をご参照いただきますようお願いいたします。

その他、別添のリーフレットにありますように、労災保険「アフターケア制度」におきましても、「健康管理手帳更新・再交付申請書」の提出先が、労働基準監督署から都道府県労働局に変更されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

義肢等補装具支給制度

筋電電動義手の研究用支給について

1 研究用支給の目的

1 上肢を手関節以上で失った方に対する筋電電動義手の適正な支給の研究(事案の収集及び分析)に資するため、筋電電動義手を研究用に支給します。

・・・筋電電動義手とは・・・

筋電電動義手とは、切断された上肢の残存する筋肉から誘導される筋電信号を制御信号として用い、手の握る機能を代替する電動の義手です。

他の義手と比較した場合、一般に次の①から④などの特徴があります。

- ①動力により開閉し、重いものをつかめること
- ②ハーネスケーブルが不要であり、上肢の束縛がないこと
- ③着脱が容易であること
- ④装飾性がよいこと

なお、一方で、次の①から④などのことがあります。

- ①装着訓練(4週間程度)が不可欠であり、申請から支給までに日数を要すること
- ②装着訓練を行ったとしても支給できない場合があること
- ③能動機能は手指全体の開閉という単機能に限られ、手首の屈伸や左右に曲げる動きはできないこと
- ④比較的重いこと

2 実施期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

3 支給対象者

筋電電動義手の研究用支給の対象となる方（以下「支給対象者」という。）は、業務災害又は通勤災害により1上肢を手関節以上で失ったことにより、障害（補償）給付を受けた方又は受けると見込まれる方であって、一定の要件を満たす方です。

なお、支給対象となる主な要件は、次の①から④のとおりです。

- ①筋電電動義手に係る研究調査（調査票の記載等）に協力できる方
- ②過去に筋電電動義手の装着訓練をしたことがない方
- ③筋電電動義手を継続して使用することが可能であると協力医療機関が判断している方
- ④装着訓練後の適合判定結果に基づき、支給要件を満たすものと都道府県労働局長が認めた方

※本制度は研究用の支給であるため、支給対象者のうち、その支給が認められた者に限られますのでご注意ください。

4 支給本数

支給対象者1名に対し、1本支給します。

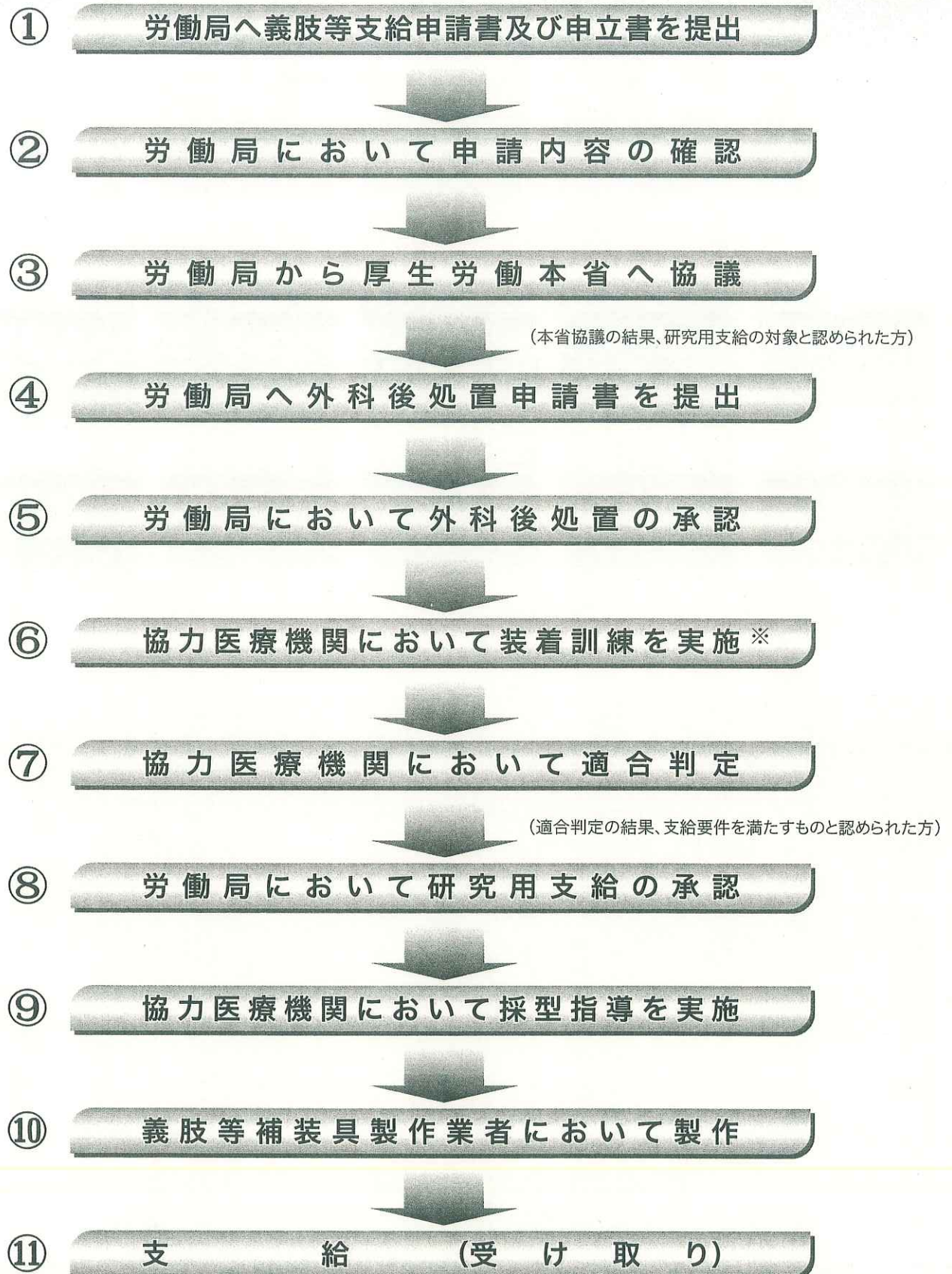
なお、研究用支給により筋電電動義手の支給を受けた場合の義肢の支給は、1障害部位につき筋電電動義手を合わせて2本とします。

5 筋電電動義手の研究用支給申請に係るご確認（留意事項）

本制度は研究用支給であり、通常の義肢等補装具の支給とは異なります。よって、次の①から⑦についてご理解いただきますようお願いいたします。

- ①厚生労働省及び医療機関が行う装着訓練後及び支給後の研究調査に協力していただきます。
- ②過去に筋電電動義手の装着訓練をしたことがある方は支給対象となりません。
- ③義肢等支給・修理申請書と共に申立書を提出していただきますが、当該申立書の内容に虚偽があった場合は、支給された筋電電動義手に係る費用を返還していただきます。
- ④申請から支給までに、都道府県労働局と厚生労働省本省との協議、装着訓練（4～8週間）及び適合判定等を行うため、通常の義手の支給と比べて日数を要します。
- ⑤都道府県労働局と厚生労働省本省との協議（本数の制限及び研究目的に沿っているかなど）の結果により、申請しても支給対象とならない場合があります。
- ⑥協力医療機関において行う装着訓練後の適合判定の結果により、支給とならない場合があります。
- ⑦装着訓練及び適合判定に関し、ソケット料・装着訓練料・入院料に係る費用については、通院・入院を問わず申請者の負担はありません。また、協力医療機関への交通費も支給されます。なお、適合判定の結果により支給とならなかった場合も同様です。

6 研究用支給の流れ



※装着訓練終了後、支給1か月後・3か月後・6か月後・1年後及び必要の都度、随時調査協力（調査票の記載）をお願いします。

7 申請方法

筋電電動義手の研究用支給を希望する方は、「義肢等支給・修理申請書」（義肢等補装具の申請書と同じ申請書です。）に「申立書」を添えて都道府県労働局に提出してください。

8 協力医療機関

- | | |
|---|-------------------|
| ①北海道中央労災病院せき損センター
（北海道美瑛市東4条南1-3-1 | TEL 0126-63-2151) |
| ②東北労災病院
（宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 | TEL 022-275-1111) |
| ③国立身体障害者リハビリテーションセンター
（埼玉県所沢市並木4-1 | TEL 04-2995-3100) |
| ④J R 東京総合病院
（東京都渋谷区代々木2-1-3 | TEL 03-3320-2200) |
| ⑤関東労災病院
（神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 | TEL 044-411-3131) |
| ⑥燕労災病院
（新潟県燕市佐渡633 | TEL 0256-64-5111) |
| ⑦中部労災病院
（愛知県名古屋市港区港明1-10-6 | TEL 052-652-5511) |
| ⑧大阪労災病院
（大阪府堺市北区長曽根町1179-3 | TEL 072-252-3561) |
| ⑨兵庫県立総合リハビリテーションセンター及び
同附属リハビリテーション中央病院
（兵庫県神戸市西区曙町1070 | TEL 078-927-2727) |
| ⑩吉備高原医療リハビリテーションセンター
（岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 | TEL 0866-56-7141) |
| ⑪九州労災病院
（福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1 | TEL 093-471-1121) |

このリーフレットの記載内容又は詳細につきましてご不明の点がありましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

アフターケア制度・義肢等補装具支給制度

平成20年4月から、アフターケア制度・義肢等補装具支給制度の一部が変更になります。

アフターケア制度について

「健康管理手帳更新・再交付申請書」の提出先が、労働基準監督署から都道府県労働局に変更されます。

義肢等補装具支給制度について

1 「義肢等支給・修理申請書」の提出先が、労働基準監督署から都道府県労働局に変更されます。

2 次の品目が支給種目に追加されます。

- ① 重度障害者用意思伝達装置
- ② 筋電電動義手

3 次の支給種目について、支給対象者の範囲が拡大されます。

- ① 車いす ② 電動車いす ③ ストマ用装具
- ④ 浣腸器付排便剤 ⑤ 床ずれ防止用敷ふとん

4 車いす及び電動車いすについて、付属品が追加されます。

アフターケア制度

「健康管理手帳更新・再交付申請書」の提出先が、労働基準監督署から都道府県労働局に変更されます。

現在、健康管理手帳の有効期間が満了した後にも継続してアフターケアを受けることを希望する方(注)や、紛失・汚損等により手帳の再交付を希望する方は、労働基準監督署に申請書を提出していただいておりますが、平成20年4月からは事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

(注)「頭頸部外傷症候群等」のうち、頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛に係る健康管理手帳をお持ちの方については、手帳の更新をすることはできません。

義肢等補装具支給制度

1

「義肢等支給・修理申請書」の提出先が、労働基準監督署から都道府県労働局に変更されます。

現在、義肢等補装具の支給又は修理を受けようとする方は、労働基準監督署に申請書を提出していただいておりますが、平成20年4月からは事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

2

次の品目が支給種目に追加されます。

① 重度障害者用意思伝達装置

まばたき等非常に小さな動作により、「はい・いいえ」等の意思を伝える機器です。重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難な方に支給します。

② 筋電電動義手

筋電信号により手先の開閉が可能である義手です。両上肢を手関節以上で失われた方等に支給します。

3

次の支給種目について、支給対象者の範囲が拡大されます。

① 車いす

これまで、両下肢の全廃又は喪失により療養（補償）給付を受けている方（入院療養中の方を除きます。）については、支給申請の日より3か月以内に症状固定が見込まれる方を支給対象としていましたが、症状固定の見込み期間の有無に関係なく支給します。

② 電動車いす

支給対象者に、「傷病（補償）年金の受給者（療養のために通院をしている方に限りま
す。）」、「呼吸器又は循環器の障害により、傷病（補償）年金第1級又は障害（補償）給
付第1級の支給決定を受けた方」等を追加し、その範囲を拡大します。

③ ストマ用装具

支給対象者を、直腸を摘出した方から、「大腸又は小腸に人工肛門を造設した方並びに
大腸又は小腸にできた皮膚瘻から腸内容が漏出する方」に変更します。

④ 浣腸器付排便剤

支給対象となる原因をせき髄損傷に限定せず、「用手排便を要する状態又は1週間に排
便が2回以下の高度な便秘を有する方」に変更します。

⑤ 床ずれ防止用敷ふとん（褥瘡予防用敷ふとんから名称変更）

支給対象となる原因をせき髄損傷に限定せず、「神経系統の機能に著しい障害を残す方
又は両上下肢の亡失若しくは機能を全廃した方」に変更します。

4

車いす及び電動車いすについて、次の付属品が追加されます。

種 目	追加される付属品
車 い す	ステッキホルダー（杖たて）、泥よけ、屋外用キャスター（エア－ 式等）、転倒防止用装置、滑り止めハンドリム （次の付属品については手押し型車いすのみとなります） キャリパーブレーキ、フットブレーキ（介助者用）、酸素ボンベ 固定装置、人工呼吸器搭載台、栄養パック取付用ガートル架、 点滴ポール
電動車いす	ステッキホルダー（杖たて）、屋外用キャスター（エア－式等）、 転倒防止用装置、クライマーセット（段差乗り越え補助装置）、 フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）、酸素ボンベ固定装置、 人工呼吸器搭載台、栄養パック取付用ガートル架、点滴ポール

※ 本リーフレットは、アフターケア対象者、障害（補償）年金受給者及び傷病（補償）年金受給者すべて
の方にお送りしております。

※ 「義肢等補装具支給制度」の上記2・3・4についても平成20年4月からの改正となります。なお、改正
後の制度概要については、改めてパンフレットを作成することとしております。

都道府県労働局一覧

北海道	060-8566	札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	011(709)2311
青 森	030-8558	青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩 手	020-0023	盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 1 号館	019(604)3009
宮 城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022(299)8843
秋 田	010-0951	秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山 形	990-8567	山形市香澄町 3-2-1 山交ビル	023(624)8227
福 島	960-8021	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	024(536)4605
茨 城	310-8511	水戸市宮町 1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃 木	320-0845	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎	028(634)9118
群 馬	371-8567	前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5006
埼 玉	330-6016	さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6207
千 葉	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎	043(221)4313
東 京	102-8306	千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎	03(3512)1620
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045(211)7355
新 潟	951-8588	新潟市川岸町 1-56	025(234)5925
富 山	930-8509	富山市神通本町 1-5-5 労働総合庁舎	076(432)2739
石 川	920-0024	金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福 井	910-8559	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山 梨	400-8577	甲府市丸の内 1-1-11	055(225)2856
長 野	380-8572	長野市中御所 1-22-1	026(223)0556
岐 阜	500-8723	岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静 岡	420-8639	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛 知	460-8507	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052(972)0259
三 重	514-8524	津市島崎町 327-2 津第 2 地方合同庁舎	059(226)2109
滋 賀	520-0057	大津市御幸町 6-6	077(522)6630
京 都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451	075(241)3217
大 阪	540-8527	大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館	06(6949)6507
兵 庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈 良	630-8570	奈良市法蓮町 387 奈良第 3 地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山	640-8581	和歌山市中之島 2249	073(422)2176
鳥 取	680-8522	鳥取市富安 2-89-9	0857(29)1706
島 根	690-0841	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡 山	700-8611	岡山市下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086(225)2019
広 島	730-8538	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	082(221)9245
山 口	753-8510	山口市河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館	083(995)0374
徳 島	770-0851	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香 川	760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087(811)8921
愛 媛	790-8538	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5206
高 知	780-8548	高知市南金田 48-2	088(885)6025
福 岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092(411)4799
佐 賀	840-0801	佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第 2 合同庁舎	0952(32)7193
長 崎	850-0033	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0034
熊 本	860-0008	熊本市二の丸 1-2 熊本合同庁舎	096(355)3183
大 分	870-0037	大分市東春日町 17-20 大分第 2 ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮 崎	880-0805	宮崎市橘通東 3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖 縄	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎	098(868)3559

この記載内容又は詳細につきましてご不明の点がございましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。